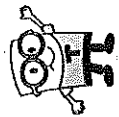


令和5年分の消費税確定申告で「2割特例」の適用を受けた方へ



2割特例は、インボイス制度を機に課税事業者になった方向けの特例です！
インボイス発行事業者の登録に関係なく課税事業者になる場合※は、

2割特例の適用を受けられません！

※ 例えば、基準期間（2年前）の課税売上高が1,000万円を超える場合など
詳細はこちら



補助金や住宅取得等消費税の課税されない売上は除きます

2割特例を適用できない場合でも...



令和6年中（12月末日まで）に

簡易課税選択届出書を提出すれば、

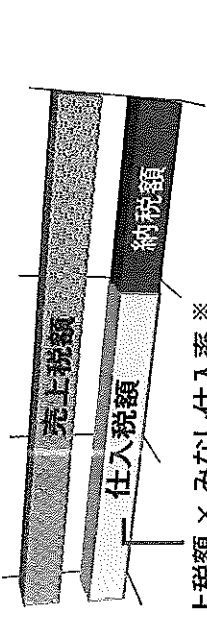
令和6年分の申告で2割特例で申告届出書を選択できます！



簡易課税制度を選択可能！

Q. 「簡易課税制度」って？

2割特例と同様、受け取ったインボイスの保存が無くとも、課税売上高のみから納税額を計算することができる制度です



売上税額 × みなし仕入率 ※
※ 業種ごとに40%～90%の割合が設定されています



留意事項

- 1 基準期間（2年前）の売上げが5,000万円以下の方に限りませう
- 2 2年間は継続適用することになります ※2割特例との選択適用は可能です
- 3 原則として、選付申告はできません

簡易課税制度の詳細はこちら



簡易課税選択届出書の提出は

便利なe-Taxをぜひご利用ください

スマートフォンからでも提出できます

※ e-Taxの場合、12月28日（土）23：59：59までの受付となります
それ以降となる場合、所轄の税務署へ郵送によりご提出ください
（通信日付印（消印）が12月31日以前になるよう送付ください）

